札幌市学校給食非喫食者給付金支給要綱

令和８年11月４日 教育次長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、北海道市町村学校給食費支援事業費交付金（以下「交付金」という。）を活用して学校給食費の保護者負担軽減を図ることに伴い、学校給食の提供を受ける児童との公平性を確保するため、主として、やむを得ない事情により、恒常的に全部又は一部の学校給食を予め停止している札幌市立小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部における給食実施校の在籍児童及びその保護者を対象とし、交付金の範囲内において支給する給付金に関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

⑴　非喫食者給付金　前条の目的を達するために、札幌市によって贈与される給付金をいう。

⑵　小学校等　札幌市立学校設置条例（昭和39年条例第６号。以下「設置条例」という。）第１条に掲げる小学校及び義務教育学校前期課程のうち給食実施校をいう。

⑶　特別支援学校　設置条例第１条に掲げる特別支援学校小学部をいう。

⑷　対象学校　小学校等及び特別支援学校をいう。

⑸　保護者　学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者又は児童と同居し監護する者をいう。

⑹　停止届等　給食提供停止（再開・期間変更）申出書又は食物アレルギー等対応実施申請書をいう。

⑺　停止区分　停止届等により学校給食の食材発注を停止する区分をいう。

⑻　全停止　米飯、パン、麺、副食及び牛乳を停止することをいう。

（支給対象者）

第３条　給付金の支給対象者は、次の各号の要件をすべて満たす児童（以下「支給対象児童」という。）の保護者とする。

⑴　対象学校に在籍していること。

⑵　保護者が停止届等を学校へ提出していること。

⑶　学校において停止区分に応じた学校給食の食材発注が停止されていること。

⑷　重度のアレルギー、不登校及び宗教上の理由等やむを得ない事情により、恒常的に学校給食を喫食していない児童であって、自己都合による非喫食やインターナショナルスクールに通うなど就学の実態がない児童に該当しないこと。

⑸　生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助（同条第３号に規定する学校給食に係るものに限る。）を受けていないこと。

⑹　特別支援学校の児童のうち、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「施行令」という。）第２条第１号の区分に該当しないこと。

⑺　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定による委託若しくは入所の措置又は同法第33条第１項及び第２項の規定による一時保護により、

学校給食に要する費用の支弁を受けていないこと。

⑻　同一の非喫食期間において、国、地方公共団体その他の者からこの給付金と同様の趣旨の給付又は補助を受けていないこと。

⑼　保護者及びその属する世帯の全員が、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第６号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員及び暴排条例第７条第１項に規定する暴力団関係事業者ではないこと。

（支給の開始月及び終了月）

第４条　給付金の支給は、支給対象児童の要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の給食提供の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、支給対象児童の要件を欠くに至った日の属する月の前月をもって支給を終了する。

２　前項の規定にかかわらず、支給の開始月と終了月が同一年度であって、支給対象児童の要件が具備されるに至った日から支給対象児童の要件を欠くに至った日の前日までの月数が、前項の月数を上回る場合、支給対象児童の要件を欠くに至った日の属する月をもって支給を終了する。

（支給対象月）

第５条　支給対象月は、前条に規定する支給の開始月から終了月までのうち、当該月において一度も停止区分に応じた学校給食の提供を受けていない月とする。

２　前項の規定にかかわらず、支給対象児童が、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況その他の事情により学校給食の提供を継続的に受けていない場合、当該月において学校給食の提供を受けた日が３日以内である場合に限り、当該月を支給対象月とすることができる。

（給付金額）

第６条　給付金額は、支給対象児童が月の給食提供の初日に在籍する対象学校ごとに別表で定める停止区分に応じた金額とし、複数の停止区分に該当する場合、当該停止区分の金額を合算する。ただし、支給対象月が８月及び１月の場合は、別表で定める金額の２分の１に相当する金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

２　特別支援学校の児童のうち、施行令第２条第２号の区分に該当する児童は、別表で定める金額の２分の１に相当する金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（申請）

第７条　支給対象者は、当該年度の４月１日から翌年３月の給食提供の初日までに、非喫食者給付金支給申請書(様式第１号)その他必要書類を市長に提出しなければならない。

２　申請は、年度ごとに１回行うものとし、当該申請により当該年度内の支給対象月に係る申請があったものとする。

３　申請者は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに非喫食者給付金変更等申請書(様式第２号)により、市長に提出しなければならない。また、当該申請書により申請者は申請を取り下げることができるものとする。

（支給の決定等）
第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金の支給の可否を当該年度が終了するまでに決定するものとする。
２　市長は、前項の規定により給付金の支給を決定したときは、非喫食者給付金支給決定通知書(様式第３号)により、申請者に通知するとともに、速やかに申請者の指定する口座に支給するものとする。なお、支給対象者に学校給食費の滞納があるときは、申請者の申出に基づき、当該給付金と相殺することができるものとする。
３　市長は、第１項の規定により給付金の不支給を決定したときは、非喫食者給付金不支給決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）
第９条　支給対象者が第７条第１項に規定する申請期限までに申請が行われなかった場合、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。
２　申請書等の不備があり、市が申請者に対して補正を求めたにもかかわらず、第７条第１項に規定する申請期限までに申請書等の補正が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。
３　市長が第８条第２項の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能があり、市が指定する日までに申請書等の補正が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなし、非喫食者給付金支給決定取消通知書(様式第５号)により支給決定の取消しを通知するものとする。

（電磁的記録等）
第10条　提出、保存その他これらに類するもののうち、この要綱において書面により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
２　通知その他これに類するもの(以下「通知等」という。)のうち、この要綱において書面により行うこととされているものについては、当該通知等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

（必要な調査等）
第11条　市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、申請者の同意に基づき、対象学校その他の関係機関に対し、必要な事項について調査し、又は照会することができる。
２　市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けようとした疑いがあるとき、又は支給を受けた疑いがあるときは、当該申請者に対して報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（不当利得の返還）
第12条　市長は、偽りその他不正の手段等により給付金の支給を受けた者に対しては、非喫食者給付金返還請求通知書（様式第６号）により給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）
第13条　給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）
第14条　この要綱に定めるもののほか、給付金支給に関し必要な事項は、学校支援担当部長が定める。

附　則
この要綱は、令和８年11月４日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表（第６条関係）

停止区分	米飯	パン	麺	副食	牛乳	少量摂取
小学校等	644円	268円	268円	3,056円	964円	－
特別支援学校	804円	322円	322円	3,788円	964円	5,216円

※全停止は、小学校等が5,200円、特別支援学校が6,200円

（様式第１号）

（あて先）札幌市長　　令和　　年　　月　　日

非喫食者給付金支給申請書

１　申請者（保護者）

住　　所	〒		
フリガナ		性　　別	男性　・　女性
氏　　名		生 年 月 日	年　　月　　日
児童との続柄		電 話 番 号	

２　支給対象児童

学 校 名		学年	年
フリガナ		生 年 月 日	年　　月　　日
氏　　名			

３　停止届等の提出確認

次のどちらかの書類（停止届等）を学校へ提出している必要があり、未提出の場合は申請できません。必ずチェックしてください。

・給食提供停止（再開・期間変更）申出書

・食物アレルギー等対応実施申請書

□上記の停止届等は学校へ提出しています。

４　給食の停止理由

該当するものをチェックしてください。

□食物アレルギー　□宗教上の理由　□長期欠席（不登校）　□その他

必ずチェックしてください。

□自己都合による非喫食やインターナショナルスクールに通うなど就学の実態がない児童に該当しません。

５　同意事項

次の事項を確認して申請してください。なお、本申請書の提出をもって、同意したものとみなします。

⑴　同一の非喫食者に係る学校給食費相当額について、他の地方公共団体等から給付又は補助を受けていないこと。

⑵　申請者及びその属する世帯全員が暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

⑶　申請内容及び支給対象要件の確認のため、市が学校その他の関係機関に必要な事項を調査、又は照会すること。

⑷　偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者は、給付金の返還に応じること。

⑸　申請書等の不備について、申請期限までに申請書等の補正が行われなかったときは、当該申請を取り下げること。

⑹　申請書等の不備による振込不能があり、市が指定する日までに申請書等の補正が行われなかったときは、当該申請を取り下げること。

（様式第１号）

６　学校給食費の滞納に関する相殺申出

保護者が学校給食費を滞納している場合、その滞納額と非喫食者給付金の相殺について、希望しますか。

□滞納はありません。　□希望する　□希望しない

※滞納額と非喫食者給付金の相殺を希望しない場合、滞納額の納付計画を記入してください（例：令和〇年〇月から〇万円ずつ納付する。）

７　給付金振込先口座

<table>
<tr><td rowspan="3">金融機関（ゆうちょ銀行除く。）</td><td colspan="9">金　融　機　関　名</td><td colspan="8">支　店　名</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">金融機関番号</td><td colspan="3">支店番号</td><td colspan="2">預金種別</td><td colspan="8">口座番号（右詰め）</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td colspan="3"></td><td colspan="2">1.普通
2.当座</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">ゆうちょ銀行</td><td colspan="5">通帳記号</td><td colspan="8">通帳番号（右詰め）</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">口座名義人</td><td>フリガナ</td><td colspan="13"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="13"></td></tr>
</table>

（注）

１　給付金振込口座の通帳の写しなど金融機関・支店名・口座番号・名義人がわかるものを添付してください。

２　この申請は、年度ごとに１回の申請でその年度内の支給対象月について申請があったものとみなします。

３　申請内容に変更があった場合は、すみやかに届出してください。

（様式第２号）

（あて先）札幌市長　　令和　　年　　月　　日

非喫食者給付金変更等申請書

１　届出者（保護者）

住所	〒		
フリガナ		性　　別	男性　・　女性
氏名		生年月日	年　　月　　日
児童との続柄		電話番号	

２　対象児童

学校名		学年・組	年　　組
フリガナ		生年月日	年　　月　　日
氏名			

３　変更等の内容

該当するものにチェックしてください。

□　住所・氏名・口座等の申請内容に変更が生じた
□　申請の取下げ
□　その他
（この欄に変更等の内容を記入してください）

※口座等の申請内容に変更が生じた場合は、給付金振込口座の通帳の写しなど金融機関・支店名・口座番号・名義人がわかるものを添付してください。

（様式第３号）

令和　　年（　　年）　　月　　日

〒
（申請者住所）
（申請者氏名）　様

札幌市長　○○　○○

非喫食者給付金支給決定通知書

札幌市学校給食非喫食者給付金支給要綱第８条第１項に基づき、下記のとおり支給決定しましたので通知します。また、給付金額は、令和　年　月　日までに下記口座に振込みます。

記

１　支給対象児童
　　氏名

２　給付金額の合計　　円（申請者の学校給食費未収金　　円）
　　内訳

支給対象月	４月	５月	６月	７月
給付金額	円	円	円	円
支給対象月	８月	９月	10月	11月
給付金額	円	円	円	円
支給対象月	12月	１月	２月	３月
給付金額	円	円	円	円

※８月及び１月は、札幌市学校給食非喫食者給付金支給要綱別表で定める金額の２分の１相当が給付金となります。

３　振込金額　　円

４　振込先

振込先口座	
口座名義人名（ｶﾅ）	

※振込不能の場合、３月　日までに振込口座の申出がない場合、当該申請を取り下げたものとみなします。

５　留意事項
　偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、給付金の返還を求めることがあります。

札幌市教育委員会学校給食課
〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目15 STV北2条ビル
TEL：011-211-3711

（様式第４号）

令和　　年（　　年）　　月　　日

〒
（申請者住所）
（申請者氏名）　様

札幌市長　○○　○○

非喫食者給付金不支給決定通知書

札幌市学校給食非喫食者給付金支給要綱第８条第３項に基づき、下記のとおり不支給決定しましたので通知します。

記

１　給付対象児童
　　氏名

２　理由

札幌市教育委員会学校給食課
〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目15 STV北2条ビル
TEL：011-211-3711

（様式第５号）

令和　　年（　　年）　　月　　日

〒
（申請者住所）
（申請者氏名）　様

札幌市長　○○　○○

非喫食者給付金支給決定取消通知書

　年　月　日付で支給決定した札幌市学校給食非喫食者給付金について、札幌市学校給食非喫食者給付金支給要綱第９条第３項に基づき、下記のとおり取り消しますので、通知します。

記

１　給付対象児童
　　氏名

２　取消給付金額
　　円

３　理由

札幌市教育委員会学校給食課
〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目15 STV北2条ビル
TEL：011-211-3711

（様式第６号）

令和　　年（　　年）　　月　　日

〒
（申請者住所）
（申請者氏名）　様

札幌市長　○○　○○

非喫食者給付金返還請求通知書

　年　月　日付で支給決定した札幌市学校給食非喫食者給付金について、札幌市学校給食非喫食者給付金支給要綱第12条に基づき、下記のとおり返還を請求します。

記

１　給付対象児童
　　氏名

２　返還請求額
　⑴　当初支給決定額　　円
　⑵　変更後支給決定額　　円
　⑶　給付金返還請求額　　円

３　納付について
　　納期限　年　月　日
　　同封の納付書にて納付してください。

札幌市教育委員会学校給食課
〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目15 STV北2条ビル
TEL：011-211-3711